

令和7年第14回ひたちなか市
教育委員会12月定例会

日 時 令和7年12月24日（水）
午後3時30分
場 所 第3分庁舎 防災会議室2

次 第

- 1 開 会
- 2 教育長のあいさつ及び開会の宣告
- 3 議案審議等
 - (1) 協議事項3 ひたちなか市第4次総合計画前期基本計画（第3次教育の大綱）
について
 - ①総合計画と教育の大綱について
 - ②ひたちなか市第4次総合計画前期基本計画各論（案）について
- 4 その他
 - (1) 12月定例会市議会における教育委員会関係事項について
- 5 閉 会

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
1	大内 健寿 議員	2. 教育施設の老朽化 について (1) 幼稚園・小中学校老朽化の現状について (2) 老朽化による課題, 安全性, 機能性の低下について (3) 老朽化対策への取り組みについて (4) 今後の展望, 教育環境の質の向上, 整備や改修計画について	本市の幼稚園・小中学校施設は, 昭和40年代後半から50年代に整備された建物が多く, 老朽化に伴い, 建物全体に経年劣化が見られている。外壁の剥がれや落下, 雨漏り, 漏水・漏電のリスクなど, 安全性・機能性の面から課題が見られるが, 緊急性の高い場合は随時対応するとともに, 点検結果や現場の状況を踏まえ, 優先度を考慮し計画的に改修を進めている。 衛生管理の観点からは, 給食室のドライシステム化やトイレの洋式化に併せ, 床のドライ化を実施している。また, エレベーターやスロープの設置などのバリアフリー化やネットワーク環境など, 生活環境や教育環境の変化に対応するための整備を行ってきた。引き続き, 子どもたちの安全確保や教育環境の向上, 更には地域の防災拠点としての機能強化の観点から, 限られた財源の中で優先度を見極めながら, 計画的に整備を進めていく。	学校管理課
2	萩原 健 議員	1. 教員の働き方改革について (1) 勤務時間の実態について (2) ガイドラインの策定について (3) 改革の質を高める取組について	本市の小中学校教職員の月当たりの勤務時間外在校等時間は, 令和6年度に小学校が34時間13分, 中学校が40時間45分で, 前年より縮減されたが, 県平均を上回っており, 依然として長い実態である。更なる業務削減策を講じる必要がある。 令和7年6月の法改正により, 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられたことを受け, 本市は段階的な数値目標の設定や「学校と教師の業務の3分類」の中から優先的・重点的に取り組む業務を記載する計画策定に取り組んでいる。 これまで, 校務支援システムの導入などを通じて業務量の縮減を進め, 授業準備や児童生徒と向き合うための時間の増加につながっている。一方, 探究的な学びや個別最適な学びなど, 国が推進する新たな学びのスタイルへの対応として, 教科担任制やAIドリルを含むICTの活用を進めている。今後は, 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を機に, 更なる業務の効率化に努め, 持ち帰り業務が増えないよう配慮しながら, 効果的に教育の質が高まるよう研究・試行していく。	学校管理課
3	萩原 健 議員	2. 学校におけるカスタマーハラスメント 対策について (1) 本市の考え, 現状の取組について	文部科学省は, 保護者からの過剰な苦情や不当な要求など, 学校だけでは対応が困難な事案に対し, 専門家や行政による支援の必要性を認識している。本市では, こうした保護者対応が教職員の長時間勤務の一因となっていると考え, 担任や教頭, 校長などが組織的に対応し, 更に学校だけでは対応が困難なケースでは, 教育委員会やスクールロイヤーと連携し対応している。 引き続き学校を挙げての組織的対応や関係機関との連携などを迅速に行い, 教職員の負担軽減を図っていく。また, 周辺市町村の動向を踏まえ, 過剰な苦情や不当な要求に対する対応指針の策定も検討していく。これにより, 教職員が子どもと向き合う時間を確保できるような環境整備に努めていく。	学校管理課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
4	萩原 健 議員	3 学校部活動の地域展開について (1)整備状況と課題について	<p>【整備状況】 令和8年4月から休日の学校部活動の地域展開を開始するに当たり、令和8年1月から3月までを試行期間を行う予定。現時点では、13の種目・分野の31の運営団体で実施。情報は、市公式ホームページ、生徒及び保護者には連絡アプリを通じて周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・31.1%の生徒が参加希望、参加中を含むと41.7%の生徒が参加意向あり ・「迷っている」と回答した生徒は24.5% ・「不参加」は33.8%・・・主な理由「家族と過ごしたい」、「学習塾などの習い事がある」、「やりたい活動がない」 <p>【課題】 ○活動環境の確保が十分に進んでいない種目あり(陸上競技や体操競技など)。 →今後も13種目の運営団体の拡充に努める。13種目以外の新たな活動を行う運営団体を発掘する必要があると考えるので、説明を続けていく。 ○様々な大会・コンクールは休日にも開催されている。 →平日の学校部活動が継続する間、大会参加に関わる場合の休日の部活動について、一部特例的に認める方向でルール作りを進めている。 ○中学校体育連盟主催の大会に地域クラブが出場しようとする場合、競技により参加資格が厳しい場合があること、平日開催の大会には地域クラブの指導者の引率が難しいケースもあること、主に中学校の教員が担ってきた大会運営や大会そのものの在り方も見直す必要がある。 →まずは休日の地域クラブ活動の展開を重点的に進め、その過程で明らかとなる課題を解消しながら、平日の展開について準備を進めていく。</p>	指導課
5	萩原 健 議員	(2)教員の兼職兼業について	<p>【兼職兼業】 ガイドラインを整備し、全教職員へ周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員アンケート調査結果、52名の教職員が指導に携わる意向(73名 12/22現在) <p>兼職兼業は、国・県・市が定める基準に沿って運用する必要があり、時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内、年間720時間以内であることが求められている。国はより望ましい水準として、単月45時間以内、年間360時間以内を示している。国の考え方に沿って対応していく。</p> <p>令和8年4月からは、休日の地域クラブ活動の本格実施とともに、教員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」による時間外在校等時間の数値目標を定めての段階的縮減もスタートする。市としては、諸課題の解決に努め、生徒のニーズに応じた活動環境の整備を推進していく。</p>	指導課
6	安 のり子 議員	1 子どもの人権について (1)「特別な支援を必要とする児童生徒について」	<p>特別な支援を必要とする児童生徒を含め、すべての児童生徒がその人権を尊重され、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることは、教育に携わる者にとって大変重要な責務であると認識している。</p> <p>障害者差別解消法やこども基本法の成立以来、市では学校管理職等の会議を通じて、児童生徒の人権の尊重に配慮するよう指示してきた。各学校では、コンプライアンスや特別支援教育に係る研修において、体罰や暴言の根絶はもとより、児童生徒の人権と尊厳に配慮した接し方や言動を徹底するよう、周知を図っている。</p> <p>児童生徒の権利や特別支援教育の理念については、すべての教職員が等しく共有し、絶えず理解を深めていく必要がある。今後、各学校に設けられている特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援教育はもとより、人権尊重、アンガーマネジメントやこどもの育ちを引き出す言葉がけ等について、教職員の研修を充実させていく。</p>	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
7	安 のり子 議員	(2)不審者への対応について	<p>○学校では状況に応じて、次のような流れで対応。</p> <p>①保護者に対し、必要に応じて、警察への通報を促すとともに、児童生徒にカウンセリングを勧める。</p> <p>②注意喚起を目的として、保護者宛にメールを送信したり、同じ中学校区の学校に連絡を入れたりする。</p> <p>③「市学校警察連絡協議会」のネットワークにより、ひたちなか警察署、市内の全小中義務教育学校、市教育委員会や県立学校ともメールにて内容を共有する。</p> <p>④加えて、情報共有を希望されている自治会には、情報をメール等で連絡する。</p> <p>○不審者に遭遇してしまった際の対応に係る啓発。</p> <p>道徳や学級活動等の時間を活用し、SOSの出し方など、発達段階に応じて指導。</p> <p>また、性被害に遭った際のSOSの出し方については、なかなか相談に踏み切れない児童生徒がいることも想定されるため、担任以外の様々な職員との接点をできるだけ多く確保するよう努めている。教科担任制や学年担任制を全ての学校で実施している。</p> <p>そのほか、月例のアンケートと担任等の面談に加え、校内にオンライン相談や相談ポストなど複数の窓口を設けて、児童生徒がSOSを出せる機会の確保に努めている。</p> <p>市では、児童生徒が不審者による被害等に遭遇してしまった場合でも、安心して学校生活を送っていくことができるよう、可能な限りアフターケアを行う体制を整備していく。</p>	指導課
8	宇田 貴子 議員	(1)給食費無償化に向けて ・無償化に向けた国の動きについて ・無償化に向けた本市の準備状況について ・無償化の恩恵を受けられない不登校児童生徒や、アレルギー等により弁当を持参する児童生徒への支援策について	<p>給食費の無償化については、国において令和8年4月より小学校を対象に実施するとされているが、現時点では、制度の具体的な内容について国からの情報はない。制度設計に関する情報提供が一切ないことに対して、全国市長会から、自治体に負担が生じるような財政支援ではなく、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとするよう、強く求める緊急意見書が提出されている。無償化への準備については、制度内容が不明な現時点では、具体的な対応は難しいが、どのような制度となっても、変わりなく良質な給食を提供できるよう努めたいと考えている。また、不登校やアレルギー等により給食を利用しない児童生徒への支援については、給食費の無償化に伴い、いずれの自治体においても生じる課題であり、国の責任のもと全国一律の制度により行われるべきものと考えている。本市でも、国の制度が明らかになった段階で必要な対応策を検討したい。</p>	保健給食課
9	宇田 貴子 議員	(2)地元食材の活用について ・地元食材の活用に向けた生産者との連携の状況と課題、今後の取り組みについて	<p>地元食材の活用については、本市の学校給食では、農産物を中心に多くの地元食材を活用している。主食のうち、年間100日以上提供する米飯については、茨城県学校給食会より調達した市内産のコシヒカリを100%使用している。また、野菜や果物などの青果についても、JA常陸ひたちなか地区学校給食部会に所属する生産者の地場産物を活用している。このほか、水産物については、市内の漁港で水揚げされたメヒカリやサバ、市内の水産加工会社で加工されたタコを取り入れた給食を実施している。</p> <p>生産者との連携は、JA常陸や生産者のほか、保健給食課の管理栄養士や栄養教諭による意見交換会を定期的を実施しており、献立年間計画を農産物の作付けに反映してもらうことで、食材の安定的な供給に努めている。課題としては、学校給食に使用する青果は、鮮度に加え、短時間での大量調理に即した規格が求められ、また、調理当日朝の短い時間での納品が必要となることから、これらに対応できる生産者が限定されることが挙げられる。今後も継続的にJA常陸、生産者などと意見交換を行いながら、より多くの生産者に学校給食に関わってもらうことで、これまで以上に地元食材を活用した給食を提供できるよう努めていく。</p>	保健給食課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
10	宇田 貴子 議員	(3)食育の推進について ・食育を進めるうえで、直営での運営や地元の生産者との連携が、どのように生かされているのかについて	成長期の子どもへの食育は、子どもたちが生涯にわたって健やかに生きていくための基礎をつくるものである。その中でも、地域の産物や食文化を理解することは重要な要素のひとつとされている。また、子どもたちが地域の生産者と交流することは、生産者の努力を知り、食に関する感謝の気持ちを育む上で効果的であると考えている。本市での具体的な取組としては、各学校において、生産者を招いて児童生徒と一緒に食べる交流給食を実施したり、給食の時間に生産者の声や、栽培過程を動画で伝えるなど、生産者の顔が見える食育を展開している。また、本年9月に開設したインスタグラムを活用し、給食に提供される食材とそれに関わる事業者、生産者などを紹介している。本市の学校給食は、調理員を市が直接雇用する、いわゆる直営で運営しており、各学校の農園で収穫した野菜や地域の産物を活用した学校独自献立を実施するなど、市全体の統一献立を基本としながらも、柔軟な対応も可能となっており、学校ごとの特色ある食育にもつながっている。今後も生きた教材である学校給食を効果的に活用できるよう、市、栄養教諭、生産者が一体となって食育の充実に努めていく。	保健給食課
11	山田 恵子 議員	2 子どもへの暴力防止と教育的プログラムの導入について (2)学校教育における暴力防止の取組と教育的プログラムの導入について ①児童虐待の予防・早期発見のための取組 ②SOSを発信する力、助けを求めらる力を養っていく教育	①子どもの安全を守るための予防的な取組と、早期発見・早期対応の取組とを両輪として進めている。 ○虐待の予防について…オレンジボン運動を中心に、保護者への啓発を実施。子ども未来課や保健福祉部等と連携の上、可能な啓発や情報発信に努めていく。 ○早期発見に関して…学校は児童虐待の通告につながる兆候に最初に気付く機関として大きな役割を果たしている。本市でも、学校が児童生徒の小さな変化を捉え、早期の相談や通告につながった事例がある。しかし、表面化しづらくなってきていることに対して教職員一人一人の気付きの力をさらに高める必要がある。 →研修の充実と校内体制を強化する。また、子ども未来課や児童相談所へ速やかに相談・通告することを徹底する。 ②道徳科や学級活動の時間を中心に「SOSの出し方」教育を取り上げて、悩みを一人で抱えず、周りの誰かに相談することの大切さを教えている。しかし、ゲストティーチャーによる講話など、児童生徒が受け身になりがちな活動が多く、より主体的に学ぶ機会の充実が必要であると考えている。 →児童生徒が危険を察知し、自ら行動できる力を育てるとの観点から、CAPプログラムのような、ロールプレイを通じて具体的な行動を学ぶ取組は有効であると認識している。 今後は、CAPプログラムについて調査を進めながら、実情に応じた効果的な方法を編成していく。	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
12	井坂 涼子 議員	<p>(1) 学校に行けない児童・生徒の支援について</p> <p>① 不登校の児童・生徒の現状について</p>	<p>①本市の現状</p> <p>○令和6年度は小学校が188人、中学校が254人、計442人で、いずれも過去最多。</p> <p>・不登校の増加率:小学校で全国が5.6割、県が2.5割、市が36.2割、中学校でも、全国0.1割、県0.4割、市14.9割と、全国及び県を上回っている状況。</p> <p>【不登校の増加率が高くなった要因】</p> <p>欠席理由が「病気」や「その他」であった児童生徒約70人の見立てを、丁寧にアセスメントを行い、令和6年度に「不登校」に変更した結果と捉えている。</p> <p>・不登校の出現率:小学校は全国が2.30%、県が2.15%、本市が2.50%、中学校は、全国が6.79%、県が6.82%、本市が6.82%となっており、全国及び県と同程度。</p> <p>今後も、的確なアセスメントにより適切な支援が届くように努めていく。</p> <p>○学校内での相談体制の現状と課題</p> <p>令和3年度に学校と保護者間の連絡アプリを導入。学校と保護者間での連絡・相談方法は、連絡アプリ、電話、学校での面談、家庭訪問等となっている。</p> <p>→保護者からは、肯定的な意見をもらっている。</p> <p>【課題】</p> <p>アプリ上でのやり取りは一方向での伝達になりやすく、保護者が担任等と直接関わる機会が減ってしまうことが懸念される。</p> <p>→学年担任制の導入を更に促進し、児童生徒・保護者が、学年主任や生徒指導主事などを含む複数の教員とやりとりできるチャンネルを可能な限り確保していく。</p> <p>→長期間家から出ることができない児童生徒に対しては、カウンセリングマインドに基づいた温かいメッセージを学校や教育委員会として発し続けていく。</p>	指導課
13	井坂 涼子議員	<p>② 校内フリースクールについて</p>	<p>②校内フリースクールについて</p> <p>○令和6年度に勝田第三中学校、大島中学校、那珂湊中学校の3校に校内フリースクールを開設。昨年度は、3校合わせて41人の生徒が利用した。</p> <p>欠席29日以下は19人、30日以上89日以下は9人、90日以上が13人。</p> <p>この結果から、校内フリースクールは、傾向として、周りを気にしすぎる過剰適応など何らかの理由で教室に居づらくなってしまった「休み始め期」の生徒が一時的に利用したり、90日以上欠席したものの少しずつ心のエネルギーが充ちてきている「回復期」の生徒が次の一歩を踏み出そうと備える場として利用したりするものと捉えている。</p> <p>○本年度は、美乃浜学園にも校内フリースクールを開設。</p> <p>市内4校合わせて、11月末現在で72人が利用。</p> <p>【課題】</p> <p>・校内フリースクールの利用者は、主に休み始め期と回復期の一部の生徒であり、検証が難しいため、学習支援や教育相談の在り方についてより広く先行事例を調査する必要がある。</p> <p>→民間のフリースクールや別室対応をしている学校を含め、オンラインの活用などのより効果的な取組について、更に研究を進めていく。</p>	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
14	井坂 涼子 議員	<p>(2)本市の小中学生の学力について</p> <p>① 本市の小中学生の学力の現状について</p> <p>② 学力向上に向けた取り組みについて</p>	<p>①本市の小中学生の学力の現状について</p> <p>学力調査の内容は、知識・技能にとどまらず、それを実生活の様々な場面に活用する力等を一体的に問うもの。本市児童生徒の平均正答率の全国との比較:令和3年度から7年度までの5年間、小学校国語、算数、中学校国語、理科では、常に全国を上回っている状況。</p> <p>中学校数学は、年度により「やや下回っている」こともあるが、本年度は全国を「上回っている」。中学校英語では、令和5年度は「下回っている」状況。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的な知識・技能を活用して記述する力」や「思考する力」、英語では「情報を正確に聞き取る力」「要点を捉えて自分の考えと理由を記述する力」で、思考力・判断力・表現力の向上が求められる。 <p>②学力向上に向けた取り組みについて</p> <p>このような状況を踏まえ、「探究を軸とした学びのスタイル改革」を重点方針とし、「自由進度学習」「AIドリルの活用」「All English授業」「ICTを活用した課題解決重視型学習」の4つをテーマに掲げ、授業改善を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が実施する各学校への計画訪問日に併せて授業を外部に公開し、各教員は4つのテーマのいずれかを選んで授業を実施。 <p><実践事例></p> <p>1つ目「自由進度学習」…佐野小学校での、算数科</p> <p>学習課題は全員同じだが、各児童が取り組む内容の順序や、教科書やAIドリル等の使用するツール、個人かグループかの形態を選択し、自分のペースで学習を進める。更に研究を深め、実装を進めていく。</p> <p>2つ目「AIドリルの活用」…昨年度と比較して、小中学校ともに、活用時間が伸びている。</p> <p>児童生徒個々の学習履歴を基に個別に声掛けをするなどの支援を充実し、基礎・基本の定着に努めていく。</p> <p>3つ目「All English授業」…中学校の英語の授業時間の80%以上をAll English、小学校でも英語専科教員が配置されている5校を中心に挑戦している。今後も相手の話を聞き取り、思考し、やりとりをする会話力の向上に努めていく。</p> <p>4つ目「ICTを活用した課題解決重視型学習」…美乃浜学園</p> <p>地域の活性化を目指した探究的な学びをグループ単位で推進している。</p> <p>各グループは、課題をそれぞれ別に設定し、企画書を作成、試行錯誤を繰り返して、企画を練り上げる。一人一人が役割を果たし、協働的に課題を追究し、成果をまとめあげて発表し、喜びを分かち合うという学び。</p> <p>今後も、このような、学びへの主体性を引き出す取組を推奨していく。</p> <p>市として、今後、授業公開や好事例の発信を促進し、市教育研究会や学校を核とした自発的な研修を支援しながら、児童生徒のモチベーションと出番を重視した授業改善とそのための効果的な研修の在り方を不断に研究し、学力の向上を追究していく。</p>	指導課
15	井坂 章 議員	<p>3 不登校対策について</p> <p>(1)小中学生の不登校の現状について</p>	<p>「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」から、全国的に不登校児童生徒は増加傾向にあり、その数は過去最多。</p> <p>本市も同様:令和6年度は小学校が188人、中学校が254人、計442人で、過去最多。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校出現率での県、全国との比較 <ul style="list-style-type: none"> 小学校は本市が2.50%、県が2.15%、全国が2.30% 中学校は本市が6.82%、県が6.82%、全国が6.79% ・本市の傾向 <ul style="list-style-type: none"> 小学校は全国、県より出現率が高く、中学校は、欠席日数が50日以上長期化している生徒が増加 ・新規不登校者数(本年10月末と前年の比較) <ul style="list-style-type: none"> 小学校で15人、中学校で16人減少 	指導課

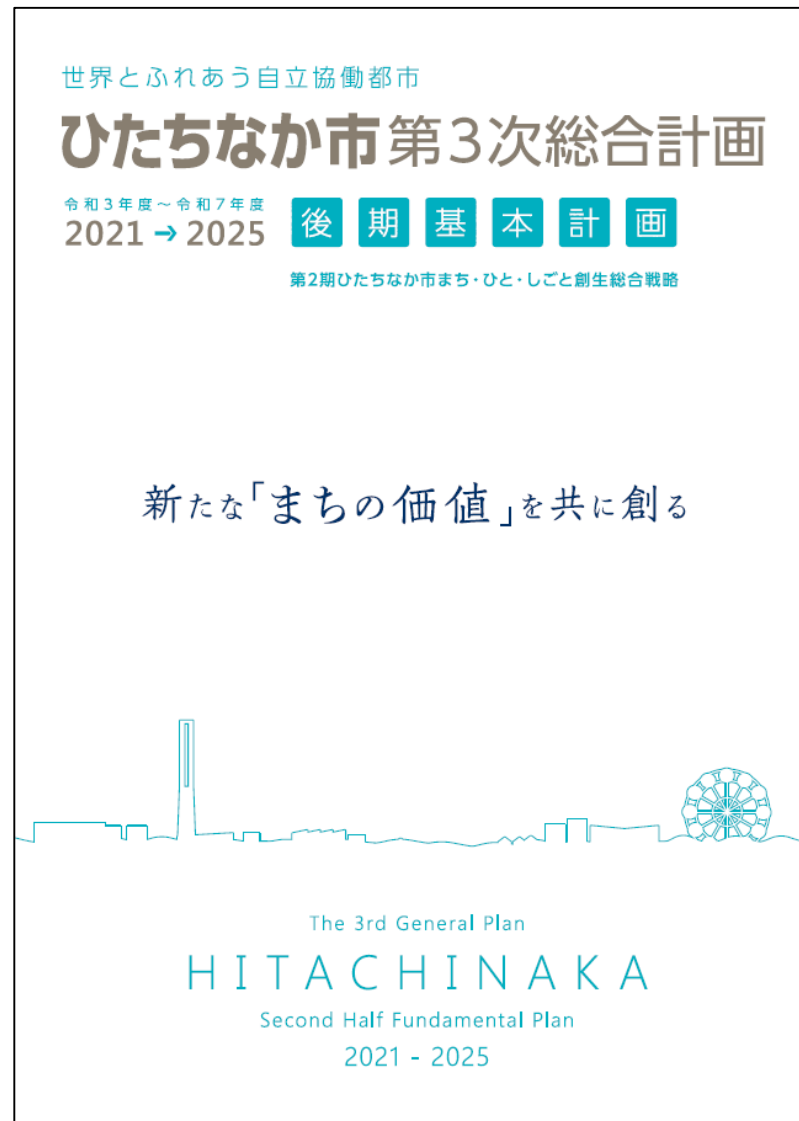
No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
16	井坂 章 議員	(2)不登校が増えた要因と把握している不登校の主な背景及び教育委員会の見解について	<p>【不登校が増えた要因】</p> <p>一つとして、コロナ禍に際しての休校の影響が考えられる。時を同じくしての一人一台端末の普及によりオンライン学習が可能となったこともきっかけとなり、学校に登校しないことに対する考え方が変化した可能性があるかと捉えている。</p> <p>【主な背景】(毎月各校から提出される報告より)</p> <p>一番多いのが「不安・抑うつ」で、次が「学校生活に対してやる気が出ない」</p> <p>昨年度から、市独自に、不安・抑うつや無気力の先にある根本的な要因について調査をしているが、長期欠席者やその保護者からの回答を思うように得られない。</p> <p>→継続的に調査を依頼し、必要とされる支援につなげていく。</p> <p>○現時点で、精神医療の知見を踏まえると、「不安・抑うつ」や「無気力」にはおよそ二つの背景があると捉えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭で周囲の期待に応えようと頑張りすぎ、しかしそれが叶わなかったことで自己肯定感が著しく低下してしまうタイプ ・周りを気にしすぎる過剰適応等により心身共に動きがとれなくなってしまうタイプ <p>→スクールカウンセラー等と連携しながら、丁寧にアセスメントし、児童生徒それぞれの状況に合った支援を行っていく。</p>	指導課
17	井坂 章 議員	(3)これまでの取組と今後の対策について	<p>「これまでの取組と今後の対策について」</p> <p>教育相談員やカウンセリングアドバイザーをはじめとする教育相談体制の整備や、教育支援センターいちょう広場や校内フリースクール等の教室以外の居場所づくりを行ってきた。</p> <p>【今後の対策】</p> <p>学校を、安心安全であることはもとより、こどもを主語とした自由で楽しい時空間とすることで、引き続き、新規の不登校児童生徒の抑制に努めていく。</p> <p>また、不登校児童生徒の実態に応じた教育相談体制やいちょう広場をはじめとする学校以外の居場所における支援を見直し充実を図っていく。</p> <p>更に、保護者の不安や悩みに向き合うことも必要であることから、こども部との連携を強化していく。</p>	指導課

No.	質問議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
18	田中 高司 議員	<p>2 市内小・中・義務教育学校について (2)市内小・中・義務教育学校の授業時間について</p>	<p>中央教育審議会におきまして、学習指導要領の改訂に向け、年間の総授業時数を維持した上で、柔軟に教育課程を編成することを可能とする方向で議論が進められている。 特に、教科ごとに定められている年間の標準授業時数について、一定の範囲で各学校が調整できる「調整授業時数制度」の創設が検討されている。 →児童生徒の学びや教員の業務に「余白」を生み出し、教育の質の向上につなげることがねらい。 ○1コマの授業時間は、小学校45分、中学校50分。本年度、勝田三中では、45分授業を導入。現行でも認められている。 勝田第三中学校は、生徒自らが学習を計画的に進める「自己調整学習」の力を育むことを目的に掲げている。 ・月曜日の5校時終了後に15分間と木曜日の朝に10分間の補充学習を設定。 →この時間に、単元末テストや、文章の要約・記述の演習のほか、AIドリルなどの自ら選んだ課題を学習。 ・45分授業の導入について、今月、3年生を対象にアンケートを実施 約85%が「良かった」と回答 (良い点)「授業の集中力が増した」「授業時間が短くなったことで帰宅が早まり、家庭学習の時間が確保しやすくなった」 (課題点)「受験生なのでもっと学習量を確保したい」「授業の進度が速く感じることもある」 ・教員の業務時間縮減につきましても一定の効果あり 引き続き生徒の理解度を丁寧に把握し、特に不安のある生徒への支援について不断に改善を加えて対応するよう助言していく。 教育委員会としても、45分授業の効果等について、全国学力学習状況調査等を活用し、継続的に検証していく。 なお、調整授業時数制度については、制度化に先んじて取り組む、国の「教育課程柔軟化サキドリ研究校」に、令和8年度、本市の小学校1校が応募中。 今後も国の動向を注視しつつ、学校とともに新たな教育課程の在り方を積極的に研究し、好事例の横展開を図っていく。</p>	指導課



総合計画とは

- 将来目指すべき都市像（将来都市像）を実現するため、目標や基本方向を明らかにし、市民と行政の協働により、まちづくりを推進するための**最上位の指針**。市の施策は原則として総合計画に基づいて行われている。
- 現在は、第3次総合計画(前期H28～R2年度，後期R3～R7年度)に基づき施策を展開中。



第3次総合計画 後期基本計画
※令和3年3月策定

第3次と第4次 総合計画の構成と期間



◆基本構想：まちづくりのビジョン

第3次は10年 ⇒第4次では8年に（R8～R15年度）

◆基本計画：実施する施策の体系，大綱

第3次は5年 ⇒第4次では4年に（前期R8～11年度，後期R12～15年度）

◆実施計画：個別事業計画

ローリング方式により、毎年度、評価・見直し



第4次総合計画前期基本計画 施策の大綱（案）

I いつもの安心、もしもの備え I-1 防災力の強化 I-2 防災基盤の整備 I-3 治水対策 I-4 危機管理 I-5 消防・救急 I-6 防犯 I-7 交通安全	II 活力を生み出す多様な産業 II-1 企業誘致と雇用の創出 II-2 産業基盤の強化 II-3 工業 II-4 商業 II-5 農業 II-6 水産業 II-7 観光 II-8 産業の活性化
III みんなで育む健康と福祉 III-1 健康づくり III-2 医療・疾病予防 III-3 地域福祉 III-4 高齢者福祉 III-5 障害者(児)福祉 III-6 社会保障	IV とともに育ち、広がる学び IV-1 地域の子育て支援 IV-2 母子保健 IV-3 幼少期の保育・教育 IV-4 学校教育 IV-5 高校・大学教育 IV-6 青少年育成 IV-7 生涯学習 IV-8 スポーツ IV-9 芸術・文化
V 快適な暮らしを支える都市基盤 V-1 魅力ある街並みの形成 V-2 市街地整備 V-3 公共施設マネジメントの推進 V-4 土地区画整理事業 V-5 道路 V-6 上水道 V-7 生活排水 V-8 公園・緑地 V-9 環境保全 V-10 資源循環型社会の構築 V-11 住宅 V-12 公共交通	VI つながりが広がる地域社会 VI-1 市民との協働 VI-2 市民活動支援 VI-3 つながりと交流の促進 VI-4 多文化共生 VI-5 男女共同参画 VI-6 行政情報発信・広聴 VI-7 持続可能な行財政運営 VI-8 広域連携

教育の大綱とは

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の**教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の**総合教育会議**において協議するものとする。

- ・ 現在は、第2次教育の大綱（R3～R7年度）に基づき施策を展開中。
第2次教育の大綱は、第3次総合計画後期基本計画（R3～R7年度）と整合性を図るため、後期基本計画において位置付けた「教育，青少年育成，生涯学習，スポーツ，芸術文化を推進するための取組と方針」を「教育，芸術及び文化等の振興に関する総合的な施策の大綱」と位置付けた。
- ・ 第2次教育の大綱の期間満了による第3次教育の大綱（R8年度～）の策定が必要（R7年度中に総合教育会議での協議を経た上で策定）。

	項目No	施策No	意見・質問		回答案	担当課
1	I	I-1-⑥ 防災意識の啓発	幼稚園、小中学校など教育施設の耐震改修工事は完了しているとの理解でよろしいでしょうか？	原委員	幼稚園、小中学校施設の耐震改修工事は、平成30年度までに完了しております。	学校管理課
			現状と課題に関して、12/15に大島コミセンにて開催された市民会議にて、当該コミセン地区内の自治会長様より、『地域の防災訓練において、小中学生の参加率が非常に低く、学校でも地域の防災訓練に積極参加するようご指導いただきたい』という旨のご意見が挙がりましたので、是非そのような文言を加えていただきたいです。	大塚委員	地域防災力向上のため、小中学生が地域の防災訓練に積極的に参加できるよう、学校とも連携し、その旨の文言を現状と課題に反映できるよう検討していきます。 ○学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、地域と連携しながらより児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。	指導課
2		I-7-① 交通安全対策	朝の通勤時や退勤時間帯の夕暮れ時、信号のない横断歩道を横断しようとする中学生がいるにも関わらず、なかなか車が停まっていただけなく見受けられます。朝の立哨ボランティアをしている際には、横断旗でドライバーに停車を促すことはできますが、夕暮れ時はなかなかドライバーに伝えることが難しいため、信号のない横断歩道に標識や看板などの設置推進を切実にお願いしたいです。	大塚委員	信号のない横断歩道に歩行者がいる場合の停止は義務となっているので、あらゆる箇所に看板等を設置するのは現実的ではなく、ドライバーによる交通ルールの順守が重要と考えております。ドライバーへの啓発活動を行うとともに、特定の箇所について危険な傾向が見られれば、その箇所について、警察等に連絡し、パトロールを含め可能な対応をしてもらうよう連携に努めてまいります。	保健給食課
3	II	II-6-② 特色ある水産業づくり	干し芋の生産量が日本一であることの認知度は非常に高く、スーパーなどにも地元産の干し芋が多く陳列されていますが、タコの加工量が日本一であることは認知度が低い印象があります。市内のスーパーなどや教育現場でのPRによる認知度向上を図ったり、社会見学や授業での紹介などの機会を設けていただきたいと思います。	大塚委員	学校給食では、年1回程度地元の水産加工業者で加工されたタコを使ったたこめしやたこのジェノベーゼスパゲッティを提供しております。それに合わせ、タコの加工に纏わる動画や食育資料を作成し、市内全校において給食の時間に周知を図っております。また、本年9月に開設したインスタグラムを通じた発信や、現在計画しているふるさと体験プログラムで取り上げて体験の機会を設けるなど、今後も様々な形で認知度向上に努めてまいります。	保健給食課 指導課
4		IV-3-② 幼児教育の充実	特別な配慮を要する幼児の受け入れなど、様々な課題に対しての民間との連携についてはどのようになっていますか？	原委員	特別な配慮を要する幼児の市立保育所・幼稚園への受け入れについては、療育施設との情報交換を行い、連携して支援ができるようにしています。	指導課
			公立の幼稚園においては、しっかりとした幼小連携が強みだと思っております。昨年度の湊第三幼稚園の視察、特別な支援を要するお子さんの保護者の方々からのお聞きした限りでは、関係機関との連携や就学に向け、個々の特性に応じた専門性の高い細やかな支援を行っておられる印象がございます。入園を検討されている保護者の方々にはしっかり情報提供していただきたいと思っております。	大塚委員	幼小連携においては、幼稚園での学びを小学校につなぐために保幼小接続担当者部会を年間を通して実施し、共通理解を図りながら進めています。 特別な支援を要する幼児への支援については、今後も関係機関との連携を図りながら個々の特性に応じた対応に努めていきます。 入園を検討している保護者に向けても、見学会や入園説明会等で、園での取組について発信していきます。	指導課
5		IV-3-③ 学童クラブの充実	目標値が現状値より下がっている理由は何でしょうか？	原委員	毎年実施している学童クラブ利用者（保護者）アンケートの結果を基準としており、現状が様々な工夫の結果、目標値を達成しているためこれを維持していくことを目標としています。	青少年課

6	IV	IV-4-① 学校教育の充実	魅力ある園と学校にするために、園と学校の建て替えを計画に載せていく。10年から20年のスパンで。勝田一中築70年以上、大島中、二中、三中も50年60年、小学校も軒並み50年60年以上経っています。計画的に改築していかないと他市町村と比べものにならないくらい魅力のない園と学校になってしまいます。	佐藤委員	市内の幼稚園、小・中学校の施設につきましては、全体のおよそ6割が築40年以上を経過しており、老朽化が進行している状況にあります。このため、老朽化対策として、屋上防水や外壁改修、トイレ改修、給食室改修など、必要な改修を計画的に実施しているところで。 一方で、改修を行っても施設の老朽化は今後も確実に進行することが見込まれるため、必要な改修の検討を併せて進める必要があると認識しております。 しかしながら、校舎等の建て替えには莫大な費用を要します。また、児童生徒数の減少を踏まえた学校の適正規模・適正配置の検討との整合性を図りながら進める必要があります。保護者や地域との十分な協議や共通理解が不可欠です。こうしたことから、長期的な視点に立ち、将来を見据えた検討が求められる課題であると考えております。	学校管理課
			今年度は、小中学校合わせて8校の学校公開に伺いましたが、新しい環境の整った校舎で学んでいる子どもたちがいる一方、経年劣化が進み、廊下の塗装が剥げて凸凹していたり、天井が酷く痛んでいたり、全体的に薄暗く劣悪な環境で学校生活を送っている子どもたちがいます。改修計画に沿った改修はもちろんのこと、国庫補助事業などの活用していただき、1日も早く改修をお願いしたいです。	大塚委員	学校施設の整備工事につきましては、老朽化が著しいトイレの改修を優先して進め、完了したところであり、現在は、同じく老朽化が進んでいる給食室の改修に取り組んでおります。 また、教室や廊下の内装など、著しく劣化している箇所につきましては、これまでも必要に応じて改修を行ってまいりましたが、コンクリート片の落下など、児童生徒の安全に直結する恐れのある箇所への対応を最優先としているため、屋上防水や外壁改修工事を優先的に実施してまいりました。その結果、教室や廊下など内部の改修については、十分に行き届いていない状況があることも認識しております。 今後とも、国庫補助事業等の活用を図りながら、児童生徒が安全で快適な環境で学校生活を送ることができるよう、施設整備を進めてまいります。	学校管理課
	7	IV-4-③ 地域とともにある学校づくり	大変魅力的なコミュニティ組織のイベントや講座などが多く行われているにも関わらず、学校で子どもたちに文書配布の際には、教育委員会への承認などが必要です。もっと気軽に手軽にイベントを発信できるように仕組みづくりをお願いしたいです。	大塚委員	イベント等の文書の配布については、学校現場の負担軽減のため配布元の属性等を確認して、配布方法の判断をしています。判断にあたっては学校によって差が出ないよう教育委員会を窓口とし均質化を図っているところであります。今後も迅速に対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	総務課
	8	IV-5-① 人材育成の推進とまちづくりとの連携	市内の小中学校で開催されるお祭りイベントなどの際に、茨城工業高等専門学校の生徒の方々が理料の実験を用いた出前パフォーマンスをして下さると聞いたことがございます。PTA役員やスクールボランティアだけで企画運営を行うのは限界があるため、市から積極的に学校やPTAに情報提供をお願いしたいです。	大塚委員	市では様々な団体と連携協定を結んでおります。茨城工業高等専門学校に限らず、お祭りイベントなどの際に提供可能な事業等の情報につきましては、関係課と情報共有し、必要に応じ学校等に情報提供してまいります。	総務課
9	IV-7-② 図書館の充実	以前は、学校で活動する読み聞かせボランティア向けの大型絵本などが入った「図書バック」の貸出をしていただいておりますが、子育てネットワーク委員会(旧女性ネットワーク委員会)の廃止により図書バックが届かなくなり大変不便を感じておりますので、読み聞かせボランティア向けの図書バック貸出もお願いしたいです。	大塚委員	図書館では読み聞かせボランティアなどの団体を対象に大型絵本など読み聞かせのための資料や機材の貸出を行っております。中央図書館には、大型絵本以外にも大型紙芝居やパネルシアターなども種類を豊富に用意しておりますので、ご利用いただければと思います。なお、「学校支援図書バック」については、読み聞かせ用絵本バックがございます。通常サイズの絵本のみとなりますが、学校側からご希望のバックをご予約いただければ、学校での読み聞かせにご利用いただけます。	中央図書館	
10	IV-9-② 文化財の保護・活用	娘が、2年連続でひたちなか市埋蔵文化財調査センターで行われているふるさと考古学を受講しております。親子で参加できるフィールドワークなど家族で楽しめる企画もあり、大変充実した素晴らしい内容です。一人でも多くのお子さんや保護者の方に知っていただき興味を持っていただけるよう、より一層のPR活動をお願いいたします。	大塚委員	「ふるさと考古学」は、ここの卒業生で考古学を目指す方々が見られるなど、キャリア形成やシビックプライドの醸成に寄与している事業で、大きな効果を上げております。 現在は、活動を周知するための広報誌を毎回発行し、埋蔵文化財調査センターに掲示すると共に、ホームページからダウンロードできるようにしております。また、年に1回、那珂湊支所展示室にて活動成果等の展示会を行っております。その他に、広報誌「埋文だより」にも活動内容載せております。 今後もさらなるPR等を検討してまいります。	総務課	

ひたちなか市第4次総合計画前期基本計画

各論（案）

項目Ⅰ いつもの安心、もしもの備え

		施策	取組	所管課
01	⑥	防災力の強化	防災意識の啓発	指導課
06	①	防犯	防犯活動の推進	青少年課
07	①	交通安全	交通安全対策	保健給食課

項目Ⅱ 活力を生み出す多様な産業

05	②	農業	特色ある農業の推進	保健給食課
06	②	水産業	特色ある水産業づくり	保健給食課

項目Ⅳ とともに育ち、広がる学び

03	②	幼少時の保育・教育	幼児教育の充実	指導課
03	③	幼少時の保育・教育	学童クラブの充実	青少年課
04	①	学校教育	学校教育の充実	教委総務課 学校管理課 保健給食課 指導課
04	②	学校教育	教育相談活動の充実	指導課
04	③	学校教育	地域とともにある学校づくり	青少年課 指導課
05	①	高校・大学教育	人材育成の推進とまちづくりとの連携	教委総務課 青少年課
06	①	青少年育成	地域と連携した社会教育の推進	青少年課 指導課
07	①	生涯学習	生涯学習の推進	生涯学習課
07	②	生涯学習	図書館の充実	中央図書館
08	①	スポーツ	スポーツ活動の充実	スポーツ振興課
09	①	芸術・文化	芸術・文化活動の充実	生涯学習課
09	②	芸術・文化	文化財の保護・活用	教委総務課

項目Ⅴ 快適な暮らしを支える都市基盤

02	①	市街地整備	中心市街地の整備	中央図書館
----	---	-------	----------	-------

I-1-⑥ 防災意識の啓発（所管課：生活安全課，指導課，河川課，建築指導課）

施策	防災力の強化
取組	防災意識の啓発
基本方針	<p>災害時の市民生活の安全確保へ向けて、災害時の情報伝達手段の多様化や備蓄体制の強化など、様々な観点から災害への備えに万全を期すとともに、自主防災会や民生委員・児童委員、関係機関と連携を密にしながら、避難行動要支援者※の支援体制の見直しなど、更なる防災体制の強化に努めていきます。</p> <p>—東海第三原発への対応としては、新安全協定に基づき、原子力所在地域首長懇談会の構成6市村で連携しながら対応していきます。あわせて、広域的な避難のあり方や緊急時の対応について、国、県及び関係市町村と連携のもと十分な検討を行いながら取り組みます。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域の各戸配布のほか、窓口や防災啓発の機会を通じて配布するとともに、ホームページで公開し、防災知識の周知啓発を行っています。今後も引き続き、防災意識の向上を図る必要があります。 ●東日本大震災の経験が風化しないよう、訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発するとともに、他所における災害対応の教訓等も踏まえて防災力の更なる向上を図っていく必要があります。 ●学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、より児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。 ●建築物の地震に対する安全性を確保するため、耐震改修の促進に向け、所有者の意識啓発を図る必要があります。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> ●防災マップ、津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに、市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識を醸成します。また、学校においても、発達段階に配慮しながら、家庭・地域においても有用となる実践的な行動力を育てていきます。 ●自主防災会、防災関係機関、団体、市民などの広範囲な方々の参加の下、防災訓練を実施するとともに、個人・企業・団体等の個別訓練の実施を奨励し、防災意識の向上を図っていきます。 ●耐震性能が不十分な木造住宅の地震による損壊、倒壊などの被害の軽減を図るため、耐震改修に要する費用を補助する制度を設け、建築物の耐震化を促進し、地震に対する安全性の向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ●防災マップ・各種ハザードマップ、市報等を活用した防災知識の普及啓発 ●学校における防災教育の実施 ●防災訓練の実施及び個別訓練の推奨 ●全児童・生徒対象の、避難訓練や保護者への引渡し訓練などの実施 ●学校の危機管理マニュアルの定期的な見直し
役 市	<ul style="list-style-type: none"> ●防災意識の啓発

割		●防災教育の実施 ●総合防災訓練の実施
	市民	●自主的な個別防災訓練の実施 ●地域における防災体制の周知・共有
	事業者等	●自主的な個別防災訓練の実施 ●地域防災活動への参画促進
目 標	主観指標	防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度
	施策評価指標	①総合防災訓練への参加者数 ②自主防災会の訓練実施率
	現状値 (R7)	①7,000人 ②100%
	目標値 (R11)	①8,000人 ②100%
関連する市の計画等	ひたちなか市地域防災計画 ひたちなか市国土強靱化地域計画	

I-6-① 防犯活動の推進（所管課：市民活動課，地域福祉課，青少年課）

施策		防犯
取組		防犯活動の推進と防犯環境の整備
基本方針		<p>防犯パトロールや防犯灯の設置，維持管理などの地域が取り組む防犯活動を支援し，犯罪のないまちづくりに努めます。</p> <p>また，多様化，複雑化する消費者トラブルや詐欺などの犯罪被害を未然に防止するため，幅広い年齢層に向けた啓発活動に取り組むとともに，相談体制の充実を図ります。</p>
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ●ひたちなか地区防犯協会や防犯ボランティア団体などが主体となり，防犯意識を啓発する街頭キャンペーンや防犯パトロール等が実施されていますが，参加者の高齢化が進行しています。 ●自治会が維持管理する防犯灯や防犯パトロールなどの防犯活動に対し，支援を行っています。防犯灯の維持管理費や地域での防犯活動費に柔軟に対応するため，支援方法や内容について検討していきます。 ●東地区保護司会などの更生保護関連団体の活動を支援するとともに，地域住民等においても犯罪や非行の防止と更生について，理解を深め，安心安全な地域づくりのため，それらの団体と連携し，「社会を明るくする運動」に取り組んでいます。引き続き，インターネットを通じてのいじめなど，青少年の非行防止に関する取組を推進する必要があります。 ●青少年相談員による街頭指導，店舗訪問のほか，学校訪問を実施しています
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> ●警察や地区防犯協会などの関係団体と連携しながら，街頭キャンペーンなどを通じて防犯意識の啓発向上に努めるとともに，地域で取り組む防犯活動を支援します。 ●夜間における犯罪を未然に防止するため，自治会が設置する防犯灯に係る経費の一部に対し，引き続き補助していきます。 ●関係団体と連携しながら，「社会を明るくする運動」を推進するとともに，保護司会や更生保護女性の会による保護観察活動や再犯防止活動，青少年の非行防止活動などを支援し，犯罪予防の推進を図ります
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●防犯活動への補助 ●「社会を明るくする運動」の実施 ●地域の青少年相談員による巡回指導
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯活動の支援 ●防犯意識の啓発 ●犯罪や非行の防止と更生への理解促進
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会，青少年相談員等における防犯活動 ●「社会を明るくする運動」への参画（保護司会，更生保護女性の会等）
	事業者等	

目 標	主観指標	防犯対策に関する市民満足度
	施策評価 指標	自主防犯活動団体組織率
	現状値 (R7)	90.5%
	目標値 (R11)	92.9%
関連する市の 計画等	第2次ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画	

I-7-① 交通安全対策（所管課：生活安全課，道路管理課，保健給食課）

施策	交通安全
取組	交通安全対策
基本方針	<p>カーブミラー，防護柵など交通安全施設を設置し，通学路や生活道路の安全性を確保します。また，自動車・自転車の運転者や子どもを対象とした交通安全教育を推進するとともに，交通事故の加害者・被害者となることが多い高齢者の交通安全対策の強化に取り組みます。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市交通安全対策本部を設置し，関係機関・団体と連携の下，交通安全対策を推進しています。 ●交通安全教育指導員による交通安全教室の開催や関係機関・団体参加の交通安全運動などにより，交通安全の普及啓発を図っています。 ●各自治会やコミュニティから，生活道路における速度抑制対策及び見通しの悪い交差点などの交通事故の危険性が高い箇所への交通安全対策が求められています。 ●交通安全教育の推進などの取組の効果により，市内の人身交通事故件数の増加は抑えられておりますが，高齢者が被害者や加害者になるケースが増えています。市内で発生する交通事故において，交通事故死者の半数以上は高齢者であることから，幅広い年代層を対象とした総合的な交通安全対策が求められます。 ●勝田駅及び佐和駅周辺地域を放置自転車禁止区域に指定し，放置自転車の警告，撤去を行っていますが，一層の啓発活動を行う必要があります。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市交通安全対策本部関係機関や団体と連携し，子どもや高齢者，ならびに自転車や自動車運転者を対象とする交通安全教育を推進し，意識の向上を図ります。 ●ひたちなか地区交通安全協会及びひたちなか市交通安全父母の会連合会の行う交通安全活動を支援します。 ●登校時の子どもの安全を守るため，民間交通指導員が立哨指導見守り活動を行います。道路安全パトロールにより危険箇所の把握や交通安全施設の点検を行います。また，小・中学校や義務教育学校の通学路など児童・生徒を守る区域や高齢者に配慮が必要な場所については，安全点検を実施し，危険箇所の把握に努めます。これらの活動を地域や警察とも連携しながら行い，交通事故を防止するための安全な環境づくりを推進します。 ●生活道路への速度抑制対策としては，国の道路交通法改正による速度規制がなされますが，物理的デバイスを用いた「ゾーン30プラス」については，地域や学校からの要望に対し，警察や道路管理者，および地域住民との協議により設置・運用を検討していきます。 ●高齢者ドライバーが関わる交通事故を抑制するため，運転に不安がある高齢者に運転免許を自主返納する支援を推進します。 ●歩行者や自転車利用者を守るため，防護柵やカーブミラー，路面標示といった交通安全施設を関係機関や管理者と協力して計画的に整備します。

		<ul style="list-style-type: none"> ●自転車利用者が円滑に利用できるよう、各自転車駐車場の維持・管理運営を行います。 ●勝田駅及び佐和駅周辺の交通安全確保のため、放置自転車の撤去や放置禁止の広報啓発を推進します。
	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教育及び広報活動の推進 ●高齢者運転免許自主返納支援 ●交通安全施設の整備推進 ●自転車駐車場の維持管理運営 ●放置自転車防止対策の推進
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全意識向上のための啓発 ●交通安全教育の推進 ●交通安全施設の整備
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全意識の向上 ●交通安全教室への参加 ●交通安全施設の設置要望
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全施策への協力
目標	主観指標	交通安全対策に関する市民満足度
	施策評価指標	児童福祉施設や教育施設での交通安全教室の開催箇所数
	現状値 (R7)	36 箇所
	目標値 (R11)	36 箇所
	関連する市の計画等	

II-5-② 特色ある農業の推進（所管課：農政課，保健給食課）

施策	農業
取組	特色ある農業の推進
基本方針	<p>深刻化する農業の担い手不足および農業従事者の高齢化等による生産能力の低下に対処するため、新規就農者や後継者の確保・育成に努めるとともに、認定農業者や地権者の意向に基づき農地の集積・集約を進め、農業生産性の向上を図ります。</p> <p>また、消費者ニーズを捉えた高品質な農産物の生産を支援し、収益性の高い儲かる農業を促進します。特に、日本一の生産量を誇る「ほしいも」については、付加価値や品質の向上、PR などにより他産地との差別化を図りながら、地域ブランド化を推進し支援します。</p> <p>農業生産基盤の整備については、道路の拡幅・圃場の大規模化・用排水の整備などを実施するとともに、きれいで安定的な農業用水を供給する国営那珂川沿岸農業水利事業を推進します。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●儲かる農業を実践するため、消費者ニーズを的確に捉えた高品質な農産物の生産を支援する必要があります。 ●ほしいもの産地間競争が激化する中で、本市産ほしいものが選ばれ続けるため、ほしいもの高品質化や衛生加工による安心・安全なほしいも生産を支援する必要があります。 ●ほしいも生産過程で発生する残渣の取扱いが問題となっています。自然環境に調和した農業を推進するため、残渣の取扱いについて生産者とともに検討し、活用に向けた取組みを推進する必要があります。 ●学校給食においては、農業協同組合と契約し、収穫時期に合わせた旬の地元の野菜を積極的に使用するとともに、米飯についても市内産のコシヒカリを導入しています。 ●農薬や化学肥料の使用を大幅に削減した「特裁・特選ふくまる」について、市場における認知度を向上させる必要があります。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> ●農業協同組合及び生産者の実施する直売所等での販売や共選共販体制を支援し、地場農産物の理解を深めるための品評会や即売会等を実施します。 ●東海村，那珂市とともに組織している「ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会」において、三ツ星生産者の育成やほしいも品評会などの取組を支援し、ほしいもの高付加価値化や品質向上を図るとともに、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の普及、推進に努めます。 ●学校給食への地場農産物の提供による食育の充実を図ることにより、地産地消、販路拡大を推進します。 ●茨城県オリジナル米である「ふくまる」のうち、「特裁・特選ふくまる」を生産する栽培研究会の活動を支援し、認知度向上および販路拡大に努めます。

主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●「ほしいも生産三ツ星運動」と HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の実施の推進 ●学校給食による消費拡大，地産地消の推進 ●農産物の高付加価値化，PR
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●「ほしいも生産三ツ星運動」の推進 ●農産物のPR
	市民	
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●「ほしいも生産三ツ星運動」の取組実践 ●「特裁・特選ふくまる」の生産に向けた取組
目標	主観指標	農業振興に関する市民満足度
	施策評価指標	三ツ星生産者数
	現状値 (R7)	142人
	目標値 (R11)	146人
関連する市の計画等		

II-6-② 特色ある水産業づくり（所管課：水産課，保健給食課）

施策		水産業
取組		特色ある水産業づくり
基本方針		<p>安全安心な水産物の供給に努めるとともに、漁業協同組合をはじめとする関係団体を支援するなど、経営の安定化を図ります。また、水産業を維持・発展させていくために、担い手を確保・育成するとともに、地産地消や魚食普及の取組を進めます。</p> <p>日本屈指の加工量を誇るタコのブランド化を支援するとともに、漁業協同組合などが地魚加工販売施設等を活用して行う、未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援するなど、6次産業化に取り組めます。</p>
現状と課題		<p>●本市の蒸し蛸や酢蛸をはじめとしたタコの加工品は、日本屈指の生産量を誇ります。引き続き、タコを含め本市水産物や加工品の更なるブランド化の推進を支援していく必要があります。</p> <p>●地魚加工販売施設等を活用して漁業協同組合が取り組む未利用魚の加工販売や、新たな加工品の開発・研究など、6次産業化に向けた活動を支援していますが、高齢化に伴う組合員の減少が進んでいるため、組織体制の強化が必要となっています。</p> <p>●平成28年に、地域の水産振興と水産物の消費拡大等により、市民の健康づくりや食育の推進に寄与することを目的に、ひたちなか市魚食の普及推進に関する条例を制定しています。これにより、学校給食やパンフレット等を利用し水産物に関する知識や情報の提供を行っていますが、更なる魚食普及に向け、各種イベント等において本市水産物をPRし、消費拡大を推進する必要があります。</p>
取組と方針		<p>●イベントや直販事業などへの支援を行い、タコをはじめとする本市水産物・加工品のブランド化や価値向上を図るとともに、漁協女性部などが取り組む未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援し、6次産業化に取り組めます。</p> <p>●学校給食での水産物の提供による食育の充実を図り、地産地消を推進します。</p> <p>●市内の水産関係団体や商工会議所などで構成する「ひたちなか市魚食普及活動実行委員会」と連携し、各種イベント等において本市水産物をPRする等、水産物に関する知識や魚食文化への理解促進など、魚食普及活動の推進に努めます。</p>
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●タコをはじめとする本市水産物や加工品のブランド化の支援 ●未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究の支援 ●学校給食による消費拡大，地産地消の推進 ●魚食普及活動による地産地消の支援 ●販路開拓の支援
役割	市	●イベント等でのPR
	市民	
	事業者等	●未利用魚の加工販売，商品開発

目 標	主観指標	水産業振興に関する市民満足度
	施策評価 指標	週3回以上食卓で魚を食べる人の割合
	現状値 (R7)	45%
	目標値 (R11)	50%
関連する市の 計画等		

IV-3-② 幼児教育の充実（所管課：幼児保育課，指導課）

施策	幼少期の保育・教育
取組	幼児教育の充実
基本方針	<p>保育サービスについては、障害児保育，延長保育，一時預かり保育，病児・病後児保育のほか，新たに「こども誰でも通園制度」を加えるなど，更なる充実を図ります。</p> <p>幼児教育については，幼稚園において幼児教育相談を実施するなどにより保護者の子育てを支援するとともに，防犯・防災教育の充実を図ります。</p> <p>また，公立幼稚園の役割やあり方について検討し，小学校教育への円滑な移行をめざした工夫・改善に努めます。</p> <p>特別な配慮を要する幼児については，関係機関との連携を強化し，小学校への移行を視野に，個々の特性に応じた支援を行っていきます。</p> <p>さらに，保護者の就労を支援するため，小学生の放課後，長期休業期間中の安全な居場所となる学童クラブの充実を図ります。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●那珂湊第一幼稚園を那珂湊第三幼稚園に統合し，3園（佐野幼稚園・東石川幼稚園・那珂湊第三幼稚園）を拠点園として運営しています。 ●公立幼稚園では，保護者との個別面談や園外での活動を行うなど，子育て支援の充実を図るとともに，地域社会と連携した幼児教育の推進に取り組んでいます。 ●幼小連携の強化により，小学校での学習や生活にスムーズに移行できるための環境を整える必要があります。 ●特別な支援を要する子どもが増えており，公立幼稚園では介助員の配置や特別支援教育を充実させるなど，受け入れ体制を確保する必要があります。 ●共働き世帯の増加など，家庭環境や社会環境の変化に対応するため，幼稚園の保育環境の充実を図る必要があります。 ●公立幼稚園の園舎は，建築から約50年が経過し，老朽化が進んでいるため，計画的な修繕等を行う必要があります。 ●少子化に伴う園児数の減少を見据え，効率的な運営体制の構築に取り組む必要があります。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公立幼稚園においては，遊びをとおしてより自発的・体験的に心身の発達が促されるよう，地域との連携の充実を図りながら，教育内容の充実を図っていきます。 ●家庭環境等の変化に対応するため，開園時間外における預かり保育を実施します。 ●特別な支援を要する園児に対しては，副担任や介助員を適切に配置します。関係機関との連携を強化し，特別支援教育を充実させることにより，誰もがともに多様性を尊重し合いながら学ぶインクルーシブ教育体制の整備に努めます。 ●公立幼稚園については，施設の計画的かつ効率的な維持管理に取り組むとともに，職員や施設について，需要に応じた適正配置に努めます。

主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●教育内容の充実（小学校教育との連携強化） ●子育て支援の充実（保護者との交流事業） ●地域社会と連携した幼児教育の推進 ●子どもの発達等に応じた支援（特別支援教育・外国籍幼児教育の充実） ●幼稚園施設の維持管理
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●教員の研修 ●小学校との連携 ●幼稚園関係者評価 ●保護者との交流 ●地域社会との連携 ●幼稚園施設の維持管理
	市民	●幼稚園事業への参加・協力
	事業者等	
目標	主観指標	子育て支援に関する市民満足度
	施策評価指標	幼稚園の教育に満足していると評価した者の割合
	現状値 (R7)	調査中
	目標値 (R11)	調査中
関連する市の計画等		ひたちなか市こども計画（第5章：第3期子ども・子育て支援事業計画）

IV-3-③ 学童クラブの充実（所管課：青少年課）

施策		幼少期の保育・教育
取組		学童クラブの充実
基本方針		<p>保育サービスについては、障害児保育，延長保育，一時預かり保育，病児・病後児保育のほか，新たに「こども誰でも通園制度」を加えるなど，更なる充実を図ります。</p> <p>幼児教育については，幼稚園において幼児教育相談を実施するなどにより保護者の子育てを支援するとともに，防犯・防災教育の充実を図ります。</p> <p>また，公立幼稚園の役割やあり方について検討し，小学校教育への円滑な移行をめざした工夫・改善に努めます。</p> <p>特別な配慮を要する幼児については，関係機関との連携を強化し，小学校への移行を視野に，個々の特性に応じた支援を行っていきます。</p> <p>さらに，保護者の就労を支援するため，小学生の放課後，長期休業期間中の安全な居場所となる学童クラブの充実を図ります。</p>
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ●公立学童クラブでは登録者数の増加により待機児童が発生しており，クラス数拡大のための場所及び放課後児童支援員の確保が課題となっています。 ●特別な支援を必要とする児童（要配慮児童）が年々増加していることから，令和6年度から要配慮児童相談支援業務を開始し支援の充実を図りました。 ●保護者アンケートにより要望のあった開設時間の拡大について，長期休業期間の前倒しや終了時間の延長を行いました。 ●保護者の多様なニーズや就労形態に対して，多様な取り組みがある民間学童クラブへの補助を継続するとともに，公立学童クラブにおける待機児童解消の手段として新規開設した民間学童クラブへの補助を開始しました。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> ●余裕教室が確保できない学校については，放課後利用しない教室のタイムシェアについて，検討していきます。 ●学童クラブ専用施設については交付金を活用した修繕により長寿命化を図っていきます。 ●公立学童クラブの放課後児童支援員に対して多彩な研修を実施することにより育成支援の資質向上を図ります。 ●特別な配慮が必要な児童に対しては，要配慮児童相談支援業務を継続していきます。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●公立学童クラブ運営の充実 ●公立学童クラブの教室環境等の整備 ●要配慮児童相談支援業務の継続 ●民間学童クラブの運営支援
役割	市	●学童クラブの充実
	市民	●地域住民等の参画

	事業者等	●放課後児童の安全安心な居場所の提供
目 標	主観指標	子育て支援に関する市民満足度
	施策評価 指標	利用者アンケートの満足度
	現状値 (R7)	運営全般の満足度 満足・やや満足・普通合わせて 96%
	目標値 (R11)	運営全般の満足度 満足・やや満足・普通合わせて 90%以上
	関連する市の 計画等	子ども計画（放課後子どもプラン）

IV-4-① 学校教育の充実（所管課：教育委員会総務課，学校管理課，保健給食課，指導課）

施策	学校教育
取組	学校教育の充実
基本方針	<p>小・中・義務教育学校においては、自ら考え行動し、より良い社会の創造に貢献できる市民の育成を目的とし、児童・生徒が基礎的・基本的な力を身に付けながら課題解決能力や自治的能力等を育てていくことを支援します。そのため、地域との連携を深め、社会に開かれた教育課程を着実に実施し、学びとその支援のあり方について不断の検証と改善に努めます。</p> <p>また、不登校やいじめ等については、未然防止のため教職員が児童・生徒と向き合うことに重点を置いた上で、困難を抱えた児童・生徒の支援の充実に努めます。</p> <p>小・中学校の適正規模化については、児童・生徒の育成に最も適した環境づくりという観点から、地域の声を十分に聞きながら進めていきます。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●ますます予測困難になる時代をこどもたちが生きていくために、学びについて、課題を発見し解決へ向け仲間と試行錯誤し成果を発信する、よりモチベーションを重視したスタイルへ転換する必要があります。 ●特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、自立と社会参加を推進していくためには、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、個々の児童・生徒に応じて、可能な支援を行っていく必要があります。 ●教員の研修についても、こどもたちのロールモデルとして変化を前向きに捉えて学び続ける姿をめざし、セルフマネジメントを基本として、より自ら求める主体的な研修へ転換することが求められています。 ●教育設備・備品の充実については、全小・中・義務教育学校で児童・生徒の熱中症対策として普通教室等へのエアコン整備を完了しているほか、教育用タブレットや前回導入したネットワーク機器等の更新作業を行う必要があります。引き続き社会情勢や環境の変化を見据えながら、ICT を日常的に活用できる環境を整備するとともに、教職員の ICT に関する活用指導力の向上を図る必要があります。 ●児童・生徒が学習や運動にのびのびと取り組めるよう、安全安心な教育環境の整備を進めており、耐震化事業についても完了していますが、築 40 年以上を経過するものが約半分を占め、計画的な改修等を行っていく必要があります。 ●学校給食については、学校給食衛生管理基準に基づき安全・安心な給食の提供に取り組めます。また、栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を通じて、食育の充実に努めます。 ●教職員の授業以外の業務が増え、長時間勤務が深刻化していることから、教職員の働き方を見直し、児童・生徒に向き合う時間を確保し、効果的な教育活動が行えるようにする必要があります。 ●教職員の長時間勤務の問題等、学校や教育委員会だけでは解決が困難な課題に対応していく必要があります。

<p>取組と方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一人一台端末を核として ICT の諸機能を最大限に活用しながら、個別最適な学びや自己調整学習、課題解決重視の探究的な学びを推進します。 ●中学校英語科においては、All English 授業や複数校間英会話交流などをおして、英語発信力の向上を図ります。 ●自治的な活動については、ルールメイキングを含むよりよい学校づくりのために、学級会、委員会、生徒会総会等の集団・場面における企画や話し合いの進め方について体験的に学び成果を発信する取組を展開します。 ●特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒に対しては、就学相談や学校介助員の配置、関係機関との連携・協力により、支援体制の充実に努めます。 ●教職員の研修については、各自の省察に基づく、国・県等の機関のオンライン等の講座の受講や、市教育研究会等が主導するピアラーニングや共同研究の実践を奨励・支援します。 ●タブレット端末やネットワーク機器等の更新作業を進めながら ICT を日常的に活用できる環境を整え、ICT を活用して協働的な学び実践し、自ら問題を発見し解決できる資質・能力の育成を図っていきます。 ●学校施設の長寿命化を視野に入れ、年次的な計画に基づき改修を進めるとともに、社会情勢の変化等を弾力的に反映させながら、教育設備や給食設備、備品の整備・充実に取り組みます。 ●教職員の長時間勤務を解消するため、市と教育委員会と学校が地域などと協力して「教職員の働き方改革」を推進し、時間外勤務時間の削減や勤務環境の改善等に取り組みます。 ●「総合教育会議」において、教育の現状や課題について市長部局と情報を共有するとともに諸課題について、教育委員会と市長部局が一体となって解決を図ります。
<p>主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者・地域対象の学校の授業公開の推進（市計画訪問時） ●茨城高等専門学校留学生との交流における英会話体験、複数校間英会話交流、英語プレゼン発表会 ●いばらき教育月間における自治的活動授業の公開（保護者・地域対象） ●学校介助員配置事業、教育支援委員会による就学相談対応 ●教職員研修に関する事業 ●小・中・義務教育学校施設・備品等の整備 ●教職員の勤務時間軽減策の推進 ●総合教育会議の充実
<p>役割</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●きめ細かな指導体制の整備と多様な学習活動の保障 ●教育設備や備品の整備・充実
<p></p>	<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教職員の働き方改革推進のための保護者や地域の協力
<p></p>	<p>事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援及び市との連携・協力
<p>目</p>	<p>主観指標</p> <p>教育環境に関する市民満足度</p>

標	施策評価 指標	授業で学んだことを、実生活と結び付けて考えることができると回答する児童・生徒の割合
	現状値 (R7)	小6 40.2% 中3 25.4%
	目標値 (R11)	小6 44.0% 中3 30.0%
関連する市の計画等		

IV-4-② 教育相談活動の充実（所管課：指導課）

施策		学校教育
取組		教育相談活動の充実
基本方針		<p>小・中・義務教育学校においては、自ら考え行動し、より良い社会の創造に貢献できる市民の育成を目的とし、児童・生徒が基礎的・基本的な力を身に付けながら課題解決能力や自治的能力等を育てていくことを支援します。</p> <p>そのため、地域との連携を深め、社会に開かれた教育課程を着実に実施し、学びとその支援のあり方について不断の検証と改善に努めます。</p> <p>また、不登校やいじめ等については、未然防止のため教職員が児童・生徒と向き合うことに重点を置いた上で、困難を抱えた児童・生徒の支援の充実に努めます。</p> <p>小・中学校の適正規模化については、児童・生徒の育成に最も適した環境づくりという観点から、地域の声を十分に聞きながら進めていきます。</p>
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ●不登校やいじめなど学校や家庭での生活に関する児童・生徒や保護者からの悩みの相談については、教育相談員等が対応しています。 ●不登校児童・生徒の居場所づくりや社会的自立を支援する教育支援センターとして、本市では「いちよう広場」を開設しています。 ●本市の小・中学生の不登校については、全国と同じく増加傾向にあります。 ●学習環境やライフスタイル、家庭の在り方の変化等に伴い、相談の内容は多様化・複雑化しており、解決に関係機関との連携を必要とするなど対応が困難なケースが増えています。 ●様々な問題を抱えた児童・生徒や家庭を支援するためには、相談スタッフの活用に加え、関係機関や地域との連携が必要となっています。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> ●不登校やいじめの未然防止を図るため、安心・安全で魅力ある学校づくりに努めます。 ●カウンセリングアドバイザーの監修により「いちよう広場」や相談活動のあり方について、不断の検証と改善を図ります。 ●不登校対策支援員を配置し、引きこもり傾向にある児童・生徒への支援に取り組めます。 ●スクールソーシャルワーカーの配置により、不登校が長期化した児童・生徒と家庭に対し、教育と福祉の両面から支援をしていきます。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●安心安全な学校づくりの推進 ●教育相談事業（電話、メール、来所） ●「いちよう広場」運営 ●不登校対策支援事業
役割	市	●学校・教育支援センター等における教育相談活動の充実
	市民	
	事業者等	●不登校児童・生徒への支援及び市との連携・協力

目 標	主観指標	教育環境に関する市民満足度
	施策評価 指標	「こまりごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」 児童・生徒の割合
	現状値 (R7)	小学校 70.6% 中学校 74.9%
	目標値 (R11)	小学校 72% 中学校 75%
関連する市の 計画等		

IV-4-③ 地域とともにある学校づくり（所管課：青少年課，指導課）

施策	学校教育
取組	地域とともにある学校づくり
基本方針	<p>小・中・義務教育学校においては、自ら考え行動し、より良い社会の創造に貢献できる市民の育成を目的とし、児童・生徒が基礎的・基本的な力を身に付けながら課題解決能力や自治的能力等を育てていくことを支援します。</p> <p>そのため、地域との連携を深め、社会に開かれた教育課程を着実に実施し、学びとその支援のあり方について不断の検証と改善に努めます。</p> <p>また、不登校やいじめ等については、未然防止のため教職員が児童・生徒と向き合うことに重点を置いた上で、困難を抱えた児童・生徒の支援の充実に努めます。</p> <p>小・中学校の適正規模化については、児童・生徒の育成に最も適した環境づくりという観点から、地域の声を十分に聞きながら進めていきます。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校の学校運営協議会においては、育てたい児童・生徒像や、目指す学校像とそれらを具現化するための教育課程等について協議し、地域の方々の意見を学校運営に反映させています。 ●保護者や地域住民に対し、学校の情報をより積極的に提供することをおし、多くの意見や協力をいただきながら、学校運営の充実・改善に生かしていく必要があります。 ●コミュニティ組織のイベント等に主に中学生が主体的に参画している好事例を踏まえ、地域と学校との協働の場を充実させていくことが望まれます。 ●地域と学校が連携し、地域社会全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と地域の実情にあった「地域学校協働活動」を進めています。 ●生まれ育ち暮らし学び働く“まち”において、自然や先人が築いてくれた資源から享受できるものに対する感謝や愛着を基礎とし、その上に、自ら社会の創り手として貢献しようとする、より主体的なシビックプライドの醸成を進めています。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と家庭や地域が連携し、将来を担う子どもたちが地域に学び、地域の良さを体験できるようにします。 ●学校運営協議会において、地域の方々から、身近にある自然・食・歴史等の豊かな教育資源の活用に関する提案や協力をいただくことにより、より体験的で特色ある教育活動を実現します。 ●授業公開等の機会を増やし、参観した地域の方々の声を教育課程等に反映できるようにします。 ●コミュニティ組織の活動への児童・生徒の参画の機会を拡大すること等をおして、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。 ●学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を推進します。

		●豊かな地域資源についてよりリアルに体験する機会を設けます。
	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域とともにある学校づくり推進事業 ●学校運営協議会における教育課程等に係る協議の促進 ●コミュニティゲスト事業，部活動指導員支援事業、部活動外部指導者支援事業 ●学校評価を生かした教育活動の改善 ●ひたちなかキャリア探検ラリー事業 ●ひたちなかふるさと体験プログラム・ふるさと検定事業 ●保幼小中接続・連携 ●地域学校協働活動の推進
役割	市	●地域人材を積極的に活用できる事業施策の実施
	市民	●学校教育活動への参加・協力
	事業者等	●地域学校協働活動への参加・協力
目標	主観指標	教育環境に関する市民満足度
	施策評価指標	学校と地域が連携していると感じる人の割合
	現状値 (R7)	調査中
	目標値 (R11)	調査中
	関連する市の計画等	

IV-5-① 人材育成の推進とまちづくりとの連携（所管課：青少年課，企画調整課，教委総務課）

施策	高校・大学教育
取組	人材育成の推進とまちづくりとの連携
基本方針	<p>市内唯一の高等教育機関である茨城工業高等専門学校と、産業振興，防災，生涯学習など幅広い分野における連携を推進するとともに，周辺都市の高等教育機関等とも幅広く連携し，地域課題の解決や地域の活性化，人材の育成・定着に努めます。また，ものづくりや医療・福祉分野などにおける若い人材を育成する新たな高等教育機関の誘致等に努めます。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市には，高等学校が5校設置され，普通科のほか，工業，商業，水産業に関する学科など多彩な教育課程が展開されているとともに，本市唯一の高等教育機関として茨城工業高等専門学校が設置され，専門的な知識・技術を有する人材を育成しています。 ●市と茨城工業高等専門学校との包括的な連携協力に関する協定に基づき，地域産業の振興・活性化や人材育成，国際交流などの取組を推進しています。 ●地域活性化や健康づくりの推進，災害対策をはじめとしたまちづくりの分野などにおいて，大学等との連携・協力を推進しています。 ●高等学校や高等教育機関等が有する専門的な研究成果や知見，学生の活動をより効果的に活かせるよう取り組んでいく必要があります。 ●教育の均等な機会の提供や有為な人材の育成，医療・福祉分野の専門職種や中小企業への就業者，起業者及び第一次産業就業者の確保並びに定住・定職を図る必要があります。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> ●茨城工業高等専門学校の有する知的資源を活かした地域企業への技術支援など産学官連携の取組を強化するとともに，市と茨城工業高等専門学校との間で締結した包括的な連携協定に基づき，地域産業の振興・活性化や人材育成，国際交流などの取組を推進します。 ●高等学校や高等教育機関等と連携して，大学等の有する専門的な研究成果や知見，学生の活動などをまちづくりに活かす取組を進めます。 ●社会情勢の変化に対応し，地域に必要な人材を育成する観点から，医療や看護・介護の分野，ものづくりの高度な技術の集積や工業系の教育機関の立地を背景とした理工系の分野などの人材を養成する，特色ある大学や研究機関，研修機関や専門学校等の誘致を検討します。 ●教育の機会均等と有為な人材育成のため，経済的な理由により修学が困難な学生に対して学資を貸与します。 ●本市の将来を支える人材の確保及び定住・定職を図るため，奨学金を返還している市民のうち，医療・福祉分野の専門職種又は中小企業に就業している方，起業している方，第一次産業に従事している方に対して補助を行います。

主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●茨城工業高等専門学校との連携 ●大学等とのまちづくりなどに関する連携 ●リーダーズクラブによる，各種まちづくりイベントへの参加協力 ●奨学金貸与事業 ●入学準備金貸与事業 ●奨学金返還支援事業
役割	市	●連携事業の企画，提案
	市民	
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●知的資源の提供 ●連携事業への参加
目標	主観指標	教育環境に関する市民満足度
	施策評価指標	茨城工業高等専門学校との連携事業数
	現状値 (R7)	19事業
	目標値 (R11)	20事業
関連する市の計画等		教育の大綱

IV-6-① 地域と連携した社会教育の推進（所管課：青少年課，指導課）

施策	青少年育成
取組	地域と連携した社会教育の推進
基本方針	<p>次代を担う青少年の健全な育成を図るため，地域や関係機関と連携しながら，指導・相談体制を充実するとともに，リーダーズクラブ，子ども会育成連合会，ボーイスカウト，ガールスカウトなどの青少年団体の活動を支援します。</p> <p>こどもたちがその生涯にわたり地域の各世代の人々と触れ合いながらスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会の確保・充実に努めます。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年の意識や行動が著しく変化し，家庭や地域の教育力の低下，インターネットや SNS 上における不確定な情報の氾濫など，青少年を取り巻く環境はより複雑化しています。非行や不登校，ひきこもりなどといった社会にうまく適応できない青少年も増加しています。 ●社会に適応する力を付けるため，青少年が自ら考え，学び，選択し，問題を解決する能力を養うなどの経験を積むことが必要となっています。 ●家庭，学校，地域及び青少年団体が連携しながら，青少年の健全な育成のための環境づくりに努めるとともに，青少年が社会的経験を積む機会の拡大などに取り組んでいくことが求められています。 ●これまで，生徒のスポーツ・文化芸術活動は主に学校の部活動として行われてきましたが，少子化の影響や教員の働き方改革の必要性から，学校以外で活動を継続できる環境の整備が求められています。 ●こどもたちが自主的・自発的に活動に取り組むことができるよう，学校部活動の教育的意義を継承しつつ，安全安心な活動を提供できる指導者の確保，学校施設の有効活用等の諸課題に適切に対応する必要があります。 ●こどもたちの希望する大会等への参加機会を確保するため，大会運営や引率等の体制を整備する必要があります。
取組と方針	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年団体活動を支援するなどして，青少年が，多くの人々との交流や様々な体験，ボランティア活動などを通して，社会性や自立心などを身に付ける機会を提供していきます。 ●地域住民等による体験や交流の機会の情報提供に努めます。 ●悩みや困りごとへの対応と，非行や問題行動を未然に防止するための相談・指導体制・啓発の充実を図ります。 ●令和8年度から，休日の学校部活動を原則として行わず，スポーツ・文化芸術活動を地域において行えるよう各種地域クラブを認定し整備します。その後，平日の学校部活動についても地域クラブへの移行を推進します。また，これまで学校に部活動として設置されていなかった種目・分野についても広く整備を進めます。 ●家庭の経済状況により活動機会に差が生じないように，必要な支援を講じます。 ●スポーツ・文化芸術団体，地域住民，保護者，学校などが連携し，地域の実情に応じた体制の構築を進めます。

主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●青少年団体への支援 ●体験や交流機会の情報提供 ●青少年相談事業（電話等による相談・街頭指導等） ●学校部活動の段階的な地域展開の推進 ●市公式ホームページやSNS、市報等での情報発信 ●指導者の確保と育成 ●関係団体等への説明会の実施、周知
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●体験や交流事業などの機会・情報の提供 ●青少年団体への支援 ●相談・指導体制の強化 ●安全安心で質の高い活動を実施する運営団体や指導者の発掘と認定、支援
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会における青少年と交流する機会の提供 ●地域クラブの運営や指導、応援等に積極的に関わり、多世代が触れ合いながら地域のこどもを地域で育てる体制の構築
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会における青少年の見守り活動の実施 ●地域クラブ運営団体の運営
目標	主観指標	青少年の健全育成に関する市民満足度
	施策評価指標	地域クラブ活動への生徒の参加率
	現状値 (R7)	0%
	目標値 (R11)	70%
関連する市の計画等		

IV-7-① 生涯学習の推進（所管課：生涯学習課）

施策		生涯学習
取組		生涯学習の推進
基本方針		<p>子育て支援・多世代交流施設（ふぁみりこらぼ）を生涯学習の中心的な活動の場とし、多種多様な需要に応える講座，教室等を開催することにより，市民の自主的な学習及び活動を支援するとともに，集い・交流する場としてにぎわいの創出に努めます。</p> <p>また，図書館については，本に親しむ環境づくりを推進するとともに，市民が利用しやすい魅力ある図書館を目指します。</p> <p>老朽化した中央図書館については，建替えを進め，市民ニーズに応じた機能の充実を図るとともに，まちの魅力や情報，新たな本と出会える図書館を目指し整備を進めます。</p>
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ●市民の生涯学習の場として，こらぼ DE まなぼ等を開催しています。 ●市民の誰もが，生涯を通じて，いつでも，自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう，内容や日程等を検討していく必要があります。 ●子育てや高齢者世代などの様々な社会的な課題に対応するため，多様な市民が集い，交流することができる場や機会を継続的に提供し，更なる交流活動を推進する必要があります。 ●子育て支援・多世代交流施設について，市民が安全・安心に利用できるよう定期点検や適切な環境整備に努める必要があります。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> ●こらぼ DE まなぼ等を開催し，市民に身近な社会問題や地域課題などに関する学習機会を提供することで，生涯学習の推進に努めます。 ●ふぁみりこらぼまつりや多世代交流イベント等を実施し，交流機会の拡充を図ります。 ●子育て支援・多世代交流施設の環境整備に努めるとともに，利用者の利便性向上に向けた取組を推進します。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援・多世代交流施設の運営 ●こらぼ DE まなぼ等運営事業 ●学習機会に係る資料・情報提供 ●多世代交流イベントの実施
役割	市	
	市民	
	事業者等	
目標	主観指標	生涯学習環境に関する市民満足度
	施策評価指標	①こらぼ DE まなぼの満足度（10点満点） ②子育て支援・多世代交流施設登録団体数
	現状値（R7）	①8.34点 ②476団体

目標値 (R11)	①8.54 点 ②512 団体
関連する市 の計画等	

IV-7-② 図書館の充実（所管課：中央図書館）

施策		生涯学習
取組		図書館の充実
基本方針		<p>市民の生涯にわたる自主的なまなびを支援するため、市民大学をはじめとした学習活動の機会づくりや情報提供に努めます。</p> <p>また、図書館については、本に親しむ環境づくりを推進するとともに、市民が利用しやすい魅力ある図書館を目指します。</p> <p>老朽化した中央図書館については、建替えを進め、市民ニーズに応じた機能の充実を図るとともに、まちの魅力や情報、新たな本と出会える図書館を目指し整備を進めます。</p>
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ●近年の市立図書館3館の入館者数は、減少傾向から横ばいとなっています。 ●新中央図書館については、令和10年度中の開館に向け、整備を進めています。 ●幼少期から子どもが読書に親しむ環境づくりに向け、催事の工夫や関係機関との連携を深める必要があります。 ●高齢者に比べ利用頻度が少ない若年層の利用拡大を図る必要があります。 ●市民の多様なニーズに応えるため、レファレンスサービスなどを充実させる必要があります。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> ●市立図書館は、市民の教養と生活文化の向上を図るための生涯学習の拠点として、幅広い分野の図書や資料を収集し提供するため、内容の充実を図り魅力ある図書館を目指します。 ●誰もが利用しやすく魅力的な新中央図書館の整備を進めるとともに、図書館の施設や設備・機能の拡充を図ります。 ●子どもの読書活動を推進するとともに、若年層の利用拡大に努めます。 ●ICTの活用やレファレンスサービスの充実などを図り、利用者サービスの向上に努めます。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●新中央図書館の整備 ●本の魅力を伝える講演会や読み聞かせの会などの各種講座等の開催 ●小・中学校を対象に調べ学習等に対応したテーマ別の「図書パック」の貸出 ●自動貸出機など各種ICT機器の導入 ●電子書籍及びデジタル資料などの充実
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●図書・資料の充実 ●新中央図書館の整備 ●各種催事の開催 ●学校図書館支援事業の継続実施 ●施設・設備・機能の充実
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●催事等への協力・連携
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●催事等への協力・連携

目 標	主観指標	生涯学習環境に関する市民満足度
	施策評価 指標	①図書館入館者数 ②資料点数 ③図書館利用の総合満足度
	現状値 (R7)	①291,000 人 ②498,000 冊／15,400 点 ③93%
	目標値 (R11)	①432,000 人 ②513,000 冊／15,800 点 ③95%
関連する市 の計画等		

IV-8-① スポーツ活動の充実（所管課：スポーツ振興課）

施策	スポーツ
取組	スポーツ活動の充実
<p>基本方針</p>	<p>生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進するため、スポーツ団体やコミュニティ組織などとの連携・協働の体制を強化し、市民の健康増進による活力あるまちづくりを目指します。</p> <p>伝統に裏付けされた勝田全国マラソンや三浜駅伝競走大会については、今後もランナーに選ばれる大会となるよう魅力的な大会運営を目指します。また、市内及び県内に拠点を置き、トップレベルで活躍しているスポーツチームと連携し、競技の普及促進に加え、シビックプライドの醸成に努めます。</p> <p>スポーツ施設については、安全・安心な整備に努めつつ、施設の集約化や廃止などストック適正化を図りながら、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指します。</p>
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のスポーツ活動が多様化する中、スポーツ推進委員やスポーツ少年団など、地域スポーツを支える人材の確保と育成が重要であることから、スポーツ指導者の養成・確保を推進するとともに、研修機会の提供や地域との連携を強化することで、これらの指導者をより効果的に活用していく必要があります。 ●スポーツ少年団については、少子化やスポーツ種目・習い事の多様化等の影響による団員数の減少、指導者の不足などにより活動の継続が難しくなっていることから、少年団活動の維持・活性化を促し、地域における子どものスポーツ機会の充実を図る必要があります。 ●勝田全国マラソンや三浜駅伝競走大会については、参加者数の確保が課題であることから、数ある大会の中からランナーに選ばれる大会となるよう引き続き魅力ある大会運営が求められます。 ●28ある体育施設のうち設置30年以上の施設数が約7割を占め、老朽化が進み、改修費など維持管理費が高んでいる状況にあります。施設利用の実情や地域の意見を把握し、施設の集約化や廃止などストック適正化を図るとともに、安全なスポーツ環境の整備に向けて計画的に施設の改修を進めていく必要があります。
<p>取組と方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツを通じた市民の健康づくりや相互交流、スポーツイベント開催による地域の活性化など、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進します。 ●スポーツ協会・スポーツ少年団の加盟団体や総合型地域スポーツクラブの運営・活動に対し、継続的に支援を行うとともに、スポーツに関わる地域の団体や人材の連携促進により、スポーツ指導者等の育成とスポーツ環境の充実を図ります。 ●勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会については、多くの市民の信頼と協力を基盤とし、市民の誇りや連帯を生み出してきた大会です。この伝統を守り、さらにランナーに選ばれる大会として未来へと引き継いでいきます。

		<ul style="list-style-type: none"> ●プロ・実業団スポーツチームと連携したスポーツ教室やスポーツイベントを開催し、選手と市民の交流機会を創出し、スポーツを通じた地域振興をはじめ、競技の普及やスポーツ人口のすそ野の拡大を図ります。 ●スポーツ施設については、計画的に改修・整備を行い、適切な維持管理に努めるとともに、施設の集約化や廃止などストック適正化を図ります。
	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・レクリエーション団体支援 ●総合型地域スポーツクラブ支援 ●各種スポーツ指導者の活用，講習会の開催 ●勝田全国マラソン・三浜駅伝競走大会の開催 ●プロスポーツ等の連携事業 ●総合運動公園施設改修事業，那珂湊運動公園施設改修事業，スポーツ施設整備事業
役割	市	●スポーツイベントの実施
	市民	●スポーツ大会等でのボランティアへの参加
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●広告・宣伝への協力 ●プロ・実業団スポーツチーム等による市民との交流
目標	主観指標	スポーツ振興に関する市民満足度
	施策評価指標	週1回以上のスポーツ実施率
	現状値 (R7)	50%
	目標値 (R11)	58%
	関連する市の計画等	

IV-9-① 芸術・文化活動の充実（所管課：生涯学習課）

施策		芸術・文化
取組		芸術・文化活動の充実
基本方針		郷土の伝統芸能を次の世代へ伝えるとともに、市民の豊かな心を育むため、芸術文化の振興を図ります。 また、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡、夤賓閣跡など、本市の貴重な歴史的資源を保護・活用し、その魅力を発信します。
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館の自主事業は、演目やジャンルを工夫しながら子どもから大人まで幅広く芸術文化に触れる機会を提供しています。 ●伝統文化の継承事業は、参加校が固定しており、新たな参加校がないことが課題となっています。 ●文化協会は、会員の高齢化がすすむとともに、新規会員が少ない傾向にあります。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館の自主事業については、優れた芸術・文化団体の招致を継続するとともに、園児、児童、生徒を対象にしたプロ芸術家の派遣や、様々なジャンルの芸術文化の体験教室を実施するなど、子どもから大人まで幅広く芸術文化に触れ合う機会の充実を図ります。 ●子どもたちへ伝統文化の体験や発表の機会を提供し、本市に根付く伝統文化の継承や郷土愛を育む環境の整備に努めます。 ●総合発表会「春の祭典」などの市芸術祭や、「一日体験教室」を実施し、文化協会の活性化を図るとともに、市民が多様なジャンルの芸術文化に参加する機会を提供します。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館自主事業 ●幼小中学生芸術鑑賞会，伝統文化継承事業，子ども伝統文化フェスティバルの開催 ●芸術祭の開催 ●文化協会の育成 ●文化会館の適切な維持管理
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術鑑賞，伝統文化の体験・発表の場の提供 ●文化団体の育成・支援
	市民	●文化団体の運営
	事業者等	
目標	主観指標	芸術・文化振興に関する市民満足度
	施策評価指標	伝統文化継承事業の実施日数
	現状値 (R7)	257 日

目標値 (R11)	269 日
関連する市 の計画等	

IV-9-② 文化財の保護・活用（所管課：教委総務課）

施策		芸術・文化
取組		文化財の保護・活用
基本方針		<p>郷土の伝統芸能を次の世代へ伝えるとともに、市民の豊かな心を育むため、芸術文化の振興を図ります。</p> <p>また、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡、夤賓閣跡など、本市の貴重な歴史的資源を保護・活用し、その魅力を発信します。</p>
現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ●本市には、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡をはじめとする国・県・市指定文化財があり、令和5年度には新たに十五郎穴横穴群が国史跡に指定されました。 ●十五郎穴横穴群と虎塚古墳の一体的な保存活用計画を策定し、適切な整備をする必要があります。 ●文化財に対する市民の興味・関心やシビックプライドが醸成されるよう、魅力ある展示や講座、講演会を開催する必要があります。 ●文化財愛護協会加盟団体をはじめとする所有者や保持者の協力を得て、文化財の保存・保護に努めていますが、団体の構成員の高齢化が進んでおり、後継者を育成する必要があります。
取組と方針		<ul style="list-style-type: none"> ●貴重な文化財を後世に引き継ぐため、市民の協力を得ながら文化財の保護・保存を適切に実施します。 ●シビックプライドの醸成と文化財に親しむ環境の整備を図るため、保管する出土遺物や歴史資料の公開、講座等を開催し、貴重な歴史的資源の魅力を広く発信するとともに、教育的活用を図ります。 ●文化財の適切な保護・保存を図るため、後継者を育成するなど文化財保護に取り組む団体等を支援します。
主な取組		<ul style="list-style-type: none"> ●十五郎穴横穴群と虎塚古墳の一体的な保存活用計画等の策定 ●史跡等の維持管理 ●出土遺物や歴史資料等の展示・活用 ●文化財愛護協会への支援
役割	市	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の調査・保護・保存 ●文化財の活用 ●文化財団体の育成
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財所有者による維持管理 ●地域・NPO等による環境整備
	事業者等	
目標	主観指標	芸術・文化振興に関する市民満足度
	施策評	埋蔵文化財調査センターと武田氏館の年間の団体入館者数の合計

価値指標	
現状値 (R7)	1,825 人
目標値 (R11)	1,905 人
関連する市の計画等	十五郎穴横穴群・虎塚古墳保存活用計画（策定予定：令和9年度中）

V-2-① 中心市街地の整備（所管課：都市計画課，道路管理課，区画整理事業課，企画調整課，中央図書館）

施策	市街地整備
取組	中心市街地の整備
基本方針	<p>勝田駅周辺の中心市街地や那珂湊地区，佐和駅周辺地区については，本市の拠点地区として，公共機関や商業・医療などの生活機能，交通結節機能をはじめとする都市機能について，それぞれの地区の特性に応じた誘導や，主地区画整理事業による市街地の整備を進めます。</p> <p>中心市街地の整備については，勝田駅東口地区の再開発やひたちなか総合病院を核としたまちづくりなどの取組による多様な都市機能や都市基盤，良好な居住環境を活かし，市民とエリアの将来像を共有しながら，官民が連携し，心地よく過ごせる魅力的なエリアにするための取組を進めます。</p> <p>ひたちなか地区においては，まちづくりの観点から将来を見据えた未利用地の利活用について，主体的に検討を進めるとともに，国営ひたち海浜公園や茨城港常陸那珂港区の整備を促進します。</p>
現状と課題	<p>●勝田駅東口地区市街地再開発事業やひたちなか総合病院の建替えにあわせた歩いて暮らせるまちづくりを進め，本市の玄関口にふさわしい駅前広場や商業，医療，福祉などの多様な都市機能のほか，誰もが安心して歩くことができる歩道や豊かな自然を生かした公園，良好な居住環境などが形成されています。これらを活かすことで，より豊かな都市空間やさらなる賑わいの創出につながる可能性を秘めたエリアとなっています。</p> <p>●一方で，今後の人口減少により，市街地の低密度化が進行し，生活に必要な商業施設や医療施設等のサービス水準が低下していくおそれがあります。</p> <p>●令和10年度中の新中央図書館の開館に向け，整備を進めています。</p> <p>●中心市街地の生活拠点となる武田及び六ッ野地区については，健全な市街地を形成するため，都市基盤の整備を進める必要があります。</p>
取組と方針	<p>●商業，医療，福祉などの多様な都市機能の誘導・集約を図るため，立地適正化計画を推進します。</p> <p>●誰もが安心して，多様な都市機能を歩いて回遊できる環境づくりを進めます。</p> <p>●誰もが利用しやすく魅力的な新中央図書館の整備を進めます。</p> <p>●中心市街地の居住機能の強化を図るため，武田及び六ッ野主地区画整理事業を進めます。</p>
主な取組	<p>●立地適正化計画の推進による都市機能の誘導・集約</p> <p>●歩道や公園などのバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進</p> <p>●新中央図書館の整備</p> <p>●主地区画整理事業の推進（武田及び六ッ野地区）</p>
役 市	<p>●都市機能の誘導，都市基盤の整備</p>

割	市民	●まちづくりへの理解と参加
	事業者等	●まちづくりへの参画
目 標	主観指標	良好な居住環境の整備に関する市民満足度
	施策評価 指標	中心市街地の都市機能誘導区域内の誘導施設数
	現状値 (R7)	24 施設
	目標値 (R11)	24 施設
関連する市の計画等		